

まんなかの学校 会則

(名称及び活動の場)

第1条 本会は、まんなかの学校と称し、主な活動の場を徳島県那賀郡那賀町とする。

(目的)

第2条 本会は、子どもや大人が安心して過ごせる場をつくり、自然や地域と関わる多様な非営利活動を通じて、学び、お互いに育みあうことを目的とする。

第3条 本会は第2条に規定する目的を達成するために、次の活動（事業）を行う。

- (1) 子どもの学びや居場所づくりに関する活動
- (2) 自然とふれあう活動
- (3) 地域の文化、産業から学ぶ活動
- (4) 研究および研修に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動（事業）

- (1) 代表 藤園麻里
- (2) 副代表 佐野 緑
- (3) 監査 藤本雪絵

(会員)

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する正会員と賛助会員からなる。

(役員構成及び任期)

第5条 本会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選するものとする。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。

3 監査は、本会の活動（業務）状況等を監査する。

(運営会議)

第7条 本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。

2 運営会議は代表が招集し、その議長となる。

3 運営会議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事業に関する実施規定)

第8条第3条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

(経費等)

第9条本会の経費は、助成金その他の収入金をもって支弁する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第10条この会則を改廃しようとするときは、運営会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(細則)

第11条この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、運営委員会において別に定める。

附則

この会則は、令和5年2月1日から施行する。